

第 35 回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 6 年 11 月 12 日（火） 13 時 55 分～14 時 12 分

2 開催場所 平川市役所 4 階 大会議室 2

3 出席農業委員（16 名）

1 番委員	三浦 勝志	2 番委員	齋藤 美也子	3 番委員	對馬 忠法
4 番委員	古川 榮	5 番委員	工藤 守	6 番委員	高井 美奈子
7 番委員	今井 文雄	8 番委員	大川 哲彌	9 番委員	花田 良造
10 番委員	工藤 正	12 番委員	葛西 雅博	13 番委員	今井 龍美
14 番委員	柴田 博明	16 番委員	小山内 知寛	18 番委員	山口 知治
19 番委員	長尾 浩				

4 欠席農業委員（2 名）

11 番委員	丹代 純嗣	15 番委員	桑田 久毅		
--------	-------	--------	-------	--	--

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（7 名）

平賀-1	赤平 和総	平賀-2	阿部 功	平賀-3	七戸 茂春
平賀-4	齊藤 嗣郎	平賀-5	谷川 一雄	尾上-2	葛西 均
碓ヶ関	平山 純一				

6 欠席農地利用最適化推進委員（1 名）

尾上-1	小野 良				
------	------	--	--	--	--

7 出席事務局職員（4 名）

事務局長	中畑 高稔	事務局長補佐	佐藤 満徳	碓ヶ関支局長補佐	成田 剛
主査	坂口 由香里				

8 議事日程等

第 1 議事録署名者の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案審議

議案第 132 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可処分の取消しについて

議案第 133 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 134 号 農用地利用集積計画の決定について

報告第 103 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 104 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について

9 会議の概要

あいさつ

(省略)

農業委員会憲章
唱和 (委員全
員)

(省略)

【開会 13 時 59 分】

議長 (今井龍
美)

これより、第 35 回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、18 名中 16 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
16 番小山内委員、18 番山口委員の両名にお願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
議案説明のため、中畑事務局長、佐藤事務局長補佐、成田碓ヶ
関支局長補佐、坂口主査の出席を求めました。書記には、成田碓
ヶ関支局長補佐を採用いたします。
それでは議案審議に入ります。
本日の議案は、お手元に配付してある議案第 132 号から第 134
号の 3 件、ほかに報告が 2 件でございます。
現地調査を担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そ
のまま採決をとりたいと思います。
はじめに、議案第 132 号を議題とし、事務局に説明を求めま
す。

坂口主査

1 ページをご覧ください。
議案第 132 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可処分の
取消しについて、別紙のとおり取消しをしたい旨の提出があった
ので、承認を求めるものです。

2 ページをご覧ください。

4 番は、令和 6 年 9 月 12 日第 33 回総会にて農地法 3 条による贈与について許可した案件です。

取消の理由は、錯誤によるものです。

数年前から土地の一部を買い受ける予定で売買代金を分割で支払っており、代金の支払いが残っているとの申し出がありました。当初、代金の支払いがない贈与として申請していましたが、実際は売買であることから、許可の取消を受付しました。

今後は、基盤強化法による所有権移転の申請をする予定です。次に、3 ページをご覧ください。

1 番は、令和 5 年 9 月 12 日第 20 回総会にて農地法 3 条による使用貸借権の設定について許可した案件です。

取消しの理由は、申請当初から貸付人が相続放棄しており、貸付の権利がないことが判明したためです。

当該申請は、未相続農地のため法定相続人の過半以上の同意と委任により、申請されました。今般、申請者から相続放棄していたことを失念していたと申し出があり発覚したものです。家庭裁判所から出された相続放棄の受理申述書により、相続放棄が確認されたため、許可の取消しを受付しました。

今後、貸借の申請予定はないとのことでしたが、法定相続人へ保全管理するよう口頭で申し伝えております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 132 号について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第 133 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

坂口主査

4 ページをご覧ください。

議案第 133 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書、別添 2 売買価格一覧と合わせて、5 ページをご覧ください。

所有権移転について、209 番と 210 番は譲渡人の要望による売買、211 番と 212 番は経営拡大による売買、6 ページの 213 番は贈与によるものです。

件数は 5 件、面積 10,231.54 m²、田 1 筆 2,146 m²、畑 16 筆 8,085.54 m²です。

次に、7 ページをご覧ください。

賃貸借権設定について、243 番と 244 番は経営拡大、245 番は基盤法から農地法第 3 条への再設定によるものです。

件数は 3 件、面積 14,756 m²、地目はすべて田です。

次に、8 ページをご覧ください。

使用貸借権設定について、38 番は新規就農によるものです。

件数は 1 件、面積 5,198 m²、地目はすべて畑です。

今回、申請のあった案件については、別添 2 のとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した委員の方で、疑問点等がある方がおりましたら、お願いします。

何か、ございませんか。

担当委員

(「なし」の声あり)

議長

それでは、議案第 133 号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第 134 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤補佐

9 ページをご覧ください。

議案第 134 号 農用地利用集積計画の決定について、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 3 売買価格一覧と合わせて、10 ページをご覧ください。

所有権移転について、290 番から 12 ページの 297 番まですべて経営拡大によるものです。

件数は 8 件、面積 40,572 m²で、田 17 筆 39,089 m²、畑 1 筆 1,483 m²です。

次に 13 ページをご覧ください。

利用権設定について、77 番は再設定によるものです。

件数は 1 件、面積 10,208 m²で、田 4 筆 8,868 m²、畑 1 筆 1,340 m²です。

次に 14 ページをご覧ください。

52 番の利用権設定は、農地中間管理事業による一括方式となっております。

件数は 1 件、面積 5,773 m²で、地目は畑です。

今回、申請のあった案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました 14 番 柴田委員、疑問点等がありましたらお願いします。

担当委員

(「特にありません」の声あり)

議長

それでは、所有権移転の 296 番を除いて、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議案 次に、所有権移転の 296 番は、3 番対馬委員に関する案件ですので、議事参与の制限の規定に準じ、対馬委員に退席を求めます。

(対馬委員 退席)

議長 それでは、所有権移転の 296 番について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
対馬委員の入室を許可します。

(対馬委員 着席)

議長 次に、報告 2 件について、事務局に説明を求めます。

坂口主査 15 ページをご覧ください。

報告第 103 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 4 関連案件一覧と合わせて、16 ページをご覧ください。

149番は借受人の子へ貸付するため、150番は借受人の子へ売却するため、151番から153番は借受人へ売却するため、154番と155番は他者へ売却するため、156番と157番は借受人の要望により解約するものです。

件数は9件、面積60,627㎡、田23筆59,287㎡、畑1筆1,340㎡です。

佐藤補佐

続いて19ページをご覧ください。

報告第104号 市街化区域内農地の転用届出の受理について、農地法施行令第3条第2項の規定により、別紙のとおり市街化区域内農地の転用届出を受理し、その旨通知したので報告するものです。

20ページをご覧ください。

18番の届出地は21ページのとおり、尾上総合支所から西へ約500mに位置するところです。土地利用計画は22ページのとおり宅地の敷地拡大です。

次に、19番の届出地は23ページのとおり、小和森小学校から西へ約300mに位置するところです。土地利用計画は24ページのとおり駐車場です。なお、隣地が届出者の宅地となっておりますので、こちらから進入する計画としています。

次に、20番の届出地は25ページのとおり、平川市役所から南へ約500mに位置するところです。土地利用計画は26ページのとおり普通住宅用地です。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第35回総会を閉会いたします。

【閉会 14時12分】